

やまぐち道路愛護ボランティア支援制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民や各種の団体等が、行政とのパートナーシップに基づいて、県道等において行う花壇整備、歩道清掃等の道路愛護に係るボランティア活動を活性化するため、県がその活動を支援することにより、地域の道路環境の向上及び道路利用者に対する道路愛護精神の普及啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 道路愛護ボランティア活動 県道等における花壇整備、歩道清掃等の道路愛護に係るボランティア活動をいう。
- (2) 道路愛護ボランティア 道路愛護ボランティア活動を行う地域住民若しくは各種の団体又は個人のうち、第4条の規定により登録されたものをいう。
- (3) 県道等 道路法(昭和27年法律第180号)第13条及び第15条の規定に基づいて山口県が管理する県道及び一般国道をいう。

(道路愛護ボランティアの要件)

第3条 道路愛護ボランティアは、次の要件に該当するものとする。

- (1) 道路愛護ボランティア活動が、営利を直接の目的とするものではないこと。
- (2) 道路愛護ボランティア活動を相当の期間継続することができると見込まれること。
- (3) 歩道、植樹帯、緑地帯又は道路公園等、当該活動に従事する者及び一般の道路利用者の安全が確保できる場所で道路愛護ボランティア活動を実施するものであること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体等でないこと。
- (5) 道路愛護ボランティアは道路愛護ボランティア活動中に生じた傷害事故を補償する保険に加入しているか、又は加入すること。

2 道路愛護ボランティアは、次に掲げるいずれかの要件に該当する道路愛護ボランティア活動を行う者をいう。

ア 花壇整備と歩道清掃等を併せて行う場合は、歩道、植樹帯、緑地帯若しくは道路公園等において、年間を通じて活動すること。

イ 花壇が設置されていない区間において歩道清掃等を行う場合は、植樹帯、緑地帯若しくは道路公園等において、年間を通じて活動すること。

(道路愛護ボランティアの登録)

第4条 道路愛護ボランティアの登録を受けようとするものは、当該県道等の区間を所管する土木(建築)事務所の長(以下「土木事務所長」という。)に、やまぐち道路愛護ボランティ

ア登録申請書（別記第1号様式）により申請するものとする。

- 2 土木事務所長は、前項の申請が前条の道路愛護ボランティアの要件に該当すると認めるときは、やまぐち道路愛護ボランティア登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 土木事務所長は、道路愛護ボランティア登録証を交付したときは、道路整備課長へ写しを送付するものとする。

（草花の苗の支給）

第5条 土木事務所長は、必要と認めた場合については、道路愛護ボランティアへ必要と認められる草花の苗を予算の範囲内で支給するものとする。

（ごみ袋の支給）

第6条 土木事務所長は、道路愛護ボランティアへ必要と認められる枚数のごみ袋を予算の範囲内で支給するものとする。

（表示板の設置）

第7条 土木事務所長は、道路愛護ボランティアの登録後、活動状況が良好であると認められ、かつ次項の要件に該当する道路愛護ボランティアからの希望により、道路愛護ボランティアの名称及び活動内容等を記載した表示板（以下「表示板」という。）を、対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置するものとする。

- 2 表示板の設置できる道路愛護ボランティアは、次のいずれかの要件に該当する道路愛護ボランティア活動を行うものであることとする。

ア 花壇整備と歩道清掃等を併せて行う場合は、概ね延長100メートル以上の歩道又はこれと同程度の作業量を要する樹林帯、緑地帯若しくは道路公園等において年間を通じて活動を行うこと。

イ 花壇が設置されていない区間において歩道清掃等を行う場合は、概ね延長100メートル以上の区間又はこれと同程度の作業量を要する植樹帯、緑地帯若しくは道路公園等において年間を通じて活動を行うこと。

（道路愛護ボランティア活動の実施方法）

第8条 道路愛護ボランティア活動に必要なもので山口県が負担又は提供しないものは、道路愛護ボランティアが自ら負担するものとする。

- 2 道路愛護ボランティアは、道路愛護ボランティア活動を行うに当たっては、法令を遵守するとともに、自己の責任において活動を行ない、安全に十分注意しなければならない。
- 3 道路愛護ボランティア活動によって生じた損害等については、山口県は責任を負わないものとする。
- 4 道路愛護ボランティアは、区間を所轄する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分しなければならない。

(土木事務所長の役割)

第9条 土木事務所長は、道路愛護ボランティアへ、その活動に必要な助言や協力を積極的に行うものとする。

2 土木事務所長は、前項の助言や協力を行うに当たり、必要に応じて県民活動支援センターと連携するものとする。

3 土木事務所長は、道路愛護ボランティアに対して、傷害保険及び賠償責任保険を紹介するものとする。

(花壇等の設置)

第10条 道路愛護ボランティアは、新たに花壇を整備し、フラワーポット等の物件を設置し又は樹木を植えようとするときは、その適否及び実施の方法等について土木事務所長と協議するものとする。整備した花壇等を撤去しようとするときもまた同じである。

(事故等の対応)

第11条 道路愛護ボランティアは、道路愛護ボランティア活動に係る事故が発生したときは直ちに土木事務所長に連絡するものとする。

2 道路愛護ボランティアは、前項の事故に対する措置が終了したときは、事故報告書（別記第4号様式）により、速やかに土木事務所長に報告するものとする。

(活動の実績報告)

第12条 草花の支給を受けている道路愛護ボランティアは、当該年度の活動を終了したときは、その期間に係る活動状況を20日以内に活動実績報告書（別記第5号様式）により、土木事務所長に提出するものとする。

(道路愛護ボランティアの登録の取消し等)

第13条 土木事務所長は、道路愛護ボランティアが活動の中止を申し出たとき又は第3条の要件を満たさなくなつたと認められるときは、道路愛護ボランティアの登録を取り消すものとする。

2 土木事務所長は、前項の登録の取消しを行ったときは、表示板を撤去しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの他、やまぐち道路愛護ボランティア支援制度の実施に必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(やまぐち道路愛護ボランティア支援制度実施要領の廃止)

- 2 やまぐち道路愛護ボランティア支援制度実施要領（平成13年6月20日付け道路整備第131号通知〔以下「旧要領」という。〕）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領の施行の際現に旧要領第3条の規定により、道路愛護ボランティア認定を受けて道路愛護ボランティア活動を行っているものは、改正後の要領第4条の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第4条の規定により、モデル路線ボランティアの登録を受けて道路愛護ボランティア活動を行っているものは、改正後の要領第4条の規定によるモデルボランティアの登録を受けたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領第5条の規定により、一般ボランティアの届出をし、道路愛護ボランティア活動を行っているものは、改正後の要領第4条の規定によるボランティアの登録を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。